



平成27年5月11日

各 位

会社名 株式会社日本触媒
代表者名 代表取締役社長 池田 全徳
(コード番号 4114 東証第1部)
問合せ先 総務部長 和田 輝久
(TEL 06-6223-9111)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。併せて、平成27年6月19日開催予定の第103期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単위를100株に統一することを目標としております。東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単元（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することとし、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや株主様の権利に出来るだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単元を適切な水準に調整することを目的として、併せて株式併合（5株を1株に併合）を実施するものです。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成27年10月1日

(4) 変更の条件

平成27年6月19日開催予定の第103期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法

平成27年10月1日をもって、平成27年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成27年3月31日現在）	204,000,000株
併合により減少する株式数	163,200,000株
併合後の発行済株式総数	40,800,000株

(注) 「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

(4) 併合の影響

併合により発行済株式総数は5分の1に減少いたしますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍になります。

なお、「1. 単元株式数の変更」および併合により、当社株式の投資単位は従前に比して2分の1の水準となり、市場での流動性が高まることが期待されます。

◎ 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第234条および第235条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、分配される代金の見込額および算定の根拠は次のとおりであります。

見込額：906,182円

算定の根拠：平成27年3月31日現在の5株未満の当社株式数（514株）に、同日付の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（1,763円）を乗じた額

◎ 併合により減少する株主数

(平成27年3月31日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	10,207名 (100.00%)	204,000,000株 (100.00%)
5株未満所有株主	281名 (2.75%)	514株 (0.00%)
5株以上所有株主	9,926名 (97.25%)	203,999,486株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在5株未満の株式を所有されている株主様281名は、その保有機会を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

127,200,000株

◎ 併合の条件

平成27年6月19日開催予定の第103期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6億3千6百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億2千7百20万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

(3) 変更の効力発生日

平成27年10月1日

(4) 変更の条件

平成27年6月19日開催予定の第103期定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成27年5月11日
定時株主総会決議日	平成27年6月19日（予定）
株式併合および単元株式数の変更の効力発生日	平成27年10月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成27年10月1日（予定）

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更の効力発生日は平成27年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上は平成27年9月28日をもって、東京証券取引所における売買単位は100株に変更されます。

以上

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

Q 2. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画(平成 19 年 11 月 27 日公表)」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや株主様の権利に出来るだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、併せて株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施いたします。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 27 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数(1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生(平成 27 年 10 月 1 日予定)の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,572 株	1 個	314 株	3 個	0.4 株
例②	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例③	630 株	なし	126 株	1 個	なし
例④	589 株	なし	117 株	1 個	0.8 株
例⑤	43 株	なし	8 株	なし	0.6 株
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.2 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合(上記の例①、④、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続をご利用

いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 5. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 5. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括で処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 27 年 5 月 11 日	取締役会決議日
平成 27 年 6 月 19 日	定時株主総会決議日
平成 27 年 9 月 25 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 27 年 9 月 28 日	100 株単位での売買開始日
平成 27 年 10 月 1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 27 年 11 月中旬	株式割当通知の発送（予定）
平成 27 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い（予定）

※当社の株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777（通話料無料）

以 上